

(様式 2 - 2)

みやぎハートフルセンターに係る指定管理者候補者の指定について

1 施設概要

施設名 みやぎハートフルセンター
所在地 仙台市青葉区上杉三丁目 3 番 1 号

2 募集期間

令和 5 年 7 月 1 8 日から令和 5 年 8 月 3 1 日まで

3 応募団体 (1 団体)

みやぎハートフルセンター管理運営共同事業体
構成員 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
同和興業株式会社

4 審査日程

第一次審査 (書類審査) 令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 2 6 日まで
第二次審査 (ヒアリング) 令和 5 年 1 0 月 2 6 日

5 審査方法

令和 5 年 1 0 月 2 6 日に宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|----------------|---|---------|
| 計画の内容及び 実現性 | <ul style="list-style-type: none">・設置目的及び施設管理運営の基本方針に沿った運営方針・事業計画であるか。・管理運営の体制は適切か。・施設を良好かつ適正に保つための日常的な維持管理計画は適切か。・事業計画について、体制や手法が的確であるか。・事業計画の内容は、具体性があり、実現可能であるか。・仕様書を満たした内容となっているか。・利用者サービスの向上に向けた取組が具体的かつ効果的なものか。・安全対策の考え方や体制は適切か。・個人情報保護の考え方や体制は適切か。・障害者就労施設等からの物品等の調達、環境への配慮及び情報公開の考え方や体制は適切か。 | 1 2 0 点 |
| 申請者の能力 | <ul style="list-style-type: none">・申請者の業務内容は、指定管理者としてふさわしいか。・財務関連から見た申請者の経営状況は健全であるか。 | 4 0 点 |
| 収支計画 | <ul style="list-style-type: none">・経費の積算が適切か。・経費の節減が図られているか。・経費の節減方法に工夫や実効性があるか。 | 4 0 点 |

6 選定委員の氏名等

| | 氏 名 | 所属・職 |
|------|-------|--------------------|
| 委員長 | 武田 健久 | 宮城県保健福祉部 副部長 |
| 副委員長 | 永井 彰 | 東北大学大学院文学研究科 教授 |
| 委員 | 橋本 潤子 | 公認会計士橋本潤子事務所 公認会計士 |
| 委員 | 黒田 敬子 | 有限会社キャリアコム 代表取締役 |
| 委員 | 大森 秀和 | 宮城県保健福祉部 副部長 |

7 採点一覧表

| 団体名 | 審査項目 | 委員A | 委員B | 委員C | 委員D | 委員E | 合 計 | 摘 要 |
|-----------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| みやぎハートフルセンター管理運営共同事業体 | 計画の内容及び実現性 | 75 | 75 | 90 | 86 | 84 | 410 | 指定管理者候補者 |
| | 申請者の能力 | 24 | 32 | 32 | 32 | 30 | 150 | |
| | 収支計画 | 24 | 27 | 24 | 24 | 24 | 123 | |
| | 合 計 | 123 | 134 | 146 | 142 | 138 | 683 | |

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 252, 295千円（うち県指定管理料 243, 694千円）
 支出総額 252, 295千円

9 指定管理者候補者

団体名 みやぎハートフルセンター管理運営共同事業体

代表者 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 会長 宮川 耕一

所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

構成員 {

- 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
- 代表者 会長 宮川 耕一
- 所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
- 団体名 同和興業株式会社
- 代表者 代表取締役 菅井 和宏
- 所在地 仙台市青葉区一番町四丁目6番1号仙台第一生命タワービルディング

10 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日

11 選定理由

当該団体の各構成員は、県有施設の指定管理者指定実績が複数あり、福祉関連施設の管理運営の実績及び必要な経験・知識を有している。また、提出された事業計画書を精査したところ、本対象施設について適正かつ確実な管理運営を行うための実施体制や方法等が具体的で有効であると認められる。

以上から、公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条に規定する選定基準をすべて満たしており、施設の管理運営を安定的・効果的・効率的に行う能力があると認められることから、指定管理者候補者として選定した。

12 指定管理者の指定

宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和5年11月県議会の議決を経た上で、令和5年12月19日に指定管理者に指定した。